

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定合意！！

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は、我が国の農林水産業に及ぼす影響が計り知れないと、農家や農業関係者から懸念・指摘されていましたが、平成27年10月5日にTPP協定交渉が大筋合意され、平成28年2月4日（現地時間）、ニュージーランド・オークランドで開催されたTPP署名式において、TPP協定が署名されました。

今後はTPP協定の締結について国会承認を求めるとともに、協定を実施するために必要不可欠なものとして、関連する国内法の規定の整備を総合的・一体的に行うため、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案が国会に提出をされているところです。

国会やTPP総合対策本部の動向等について、農業者や農業関係者が注意深く見据えていくことが重要です。TPP総合対策本部で決定（平成27年10月9日）されている概要について紹介いたします。



TPP 関連政策大綱



TPPによる新たな国際環境の下で、強く豊かな農林水産業、美しく活力ある農山漁村を創り上げていくため、交渉で獲得した措置と合わせて、政府一体となって万全の措置を講ずる。

具体的には、農林水産物の重要品目について、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、TPP協定の締結について国会の承認を求めるまでの間に、今回の合意の実施に伴い生ずる諸課題に係る対策について、以下の項目に沿って検討し、全体像をとりまとめる。対策の実施に当たっては、政府全体で責任を持って対応する。

TPP 対策本部（内閣総理大臣が本部長）

農林水産省 TPP 対策本部（農林水産大臣が本部長）

農林水産分野に係る基本方針

1 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- 合板・製材の国際競争力の強化
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- 消費者との連携強化、規制改革・税制改正

2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

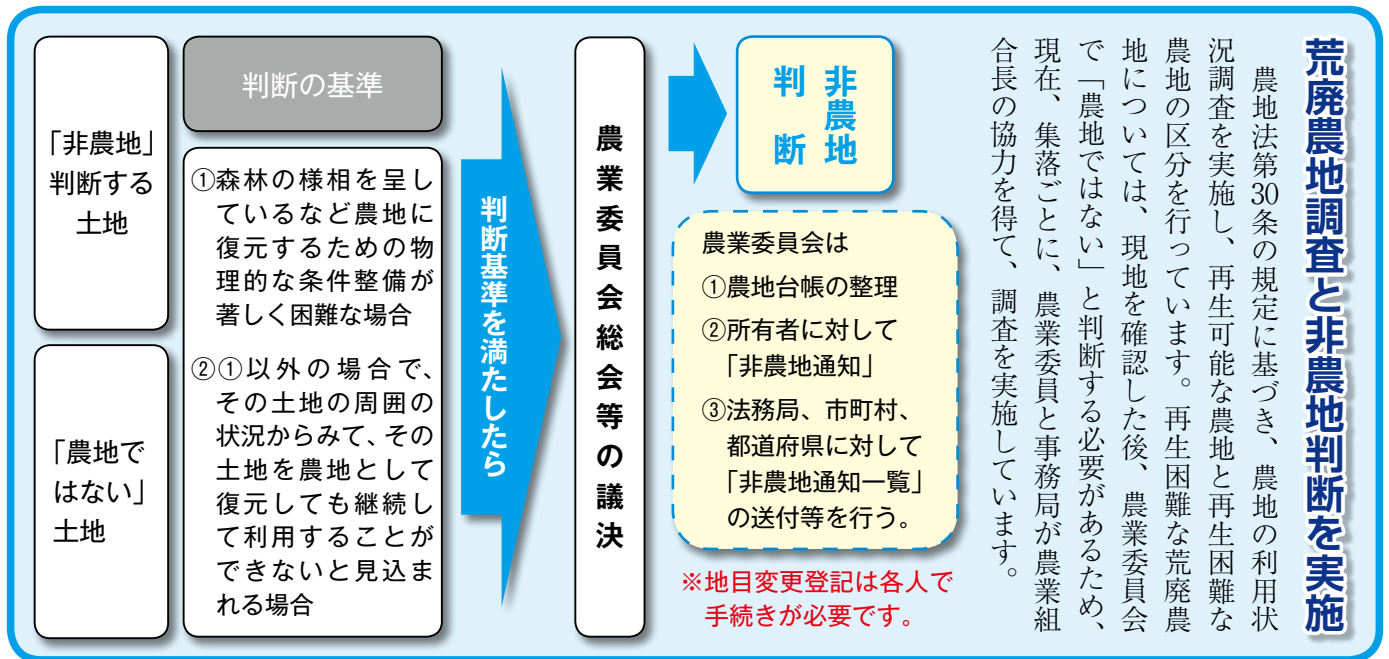
- 米（政府備蓄米の運営見直し）
- 麦（経営所得安定対策の着実な実施）
- 牛肉・豚肉、乳製品（畜産・酪農の経営安定充実）
- 甘味資源作物（加糖調製品を調整金の対象）



TPP市場アクセス交渉米・麦の最終結果概要

TPPにおける合意内容が農林水産省から公表されています。岡垣町の農業は多種多様ですが、水稻(米)や大麦・小麦が主要な生産物でもありますので、水稻(米)や大麦・小麦の最終結果概要が公表されています。今後、TPP協定の発効までには紆余曲折が予想されますが、その動向については、農業委員会だよりでお知らせしていきます。

品目名		合 意 内 容	
米	もみ・玄米・精米・砕米それぞれ同じ合意内容	国家貿易により輸入するもの	○米国枠は、5万実トン当初3年を維持した後、段階的に増加し、13年目以降は7万実トンを設定 ○豪州枠は、0.6実トン当初3年維持した後、段階的に増加し、13年目以降は、0.84万実トンを設定 枠内税率0+マークアップ
		国家貿易以外により輸入するもの	現行関税率(341円/kg)を維持
麦	小麦粉等の第11類の小麦加工品及び第19類の小麦粉調製(国家貿易)	現行の国家貿易制度を維持するとともに枠外税率を維持【TPP枠の新設】 TPP枠数量：5,000トン ➡ 7,500トン(6年目) 新設する枠の枠内税率：12.5%、20%、25%+マークアップ ➡ 無税(即時)+マークアップ	
	大麦粉等の第11類の大麦加工品及び第19類の大麦調製品(国家貿易)	現行の国家貿易制度を維持するとともに枠外税率を維持【TPP枠の新設】 TPP枠数量：300トン ➡ 500トン(6年目) 新設する枠の枠内税率：19.2%、20%、25%+マークアップ ➡ 無税(即時)+マークアップ	



農業委員会の改正

改正農業委員会法が平成28年4月1日施行。ただし、農業委員の任期満了の日までに限り従前の例により在任するため、岡垣町では新組織への移行時期は1年後の平成29年7月となります。新たな農業委員会の組織については法律に基づき公選制などから町長の選任制に改正されており、今後の取り組み状況を農業委員会だよりでお知らせする予定です。

第50回 農業祭

農業の魅力を広める農業祭が1月17日(日)ポータルレース芦屋で開催され、たくさんの人でにぎわいました。

記念式典では、優秀な農産物出品者・地域の農業振興に寄与した方の表彰が行われました。

優良農産物の部では、岡垣町から7名の方々が受賞されました。おめでとうございます！

最優賞



石田 伸一さん



麻生 信子さん

地域と密着する農業の素晴らしさや食の大切さを伝える各コーナーには、子どもからお年寄りまで多くの方の姿が見られました。中でも、親子おにぎり作りやいちご大福作り体験では、真剣に作っている姿が印象的でした。また、遠賀高校の生徒による地元麦を使ったパンやケーキの販売には、購入者の列ができるほど、賑わっていました。

次回は、12月4日(日)に岡垣サンリーアイで開催されます。



毎年人気の遠賀高校のパウンドケーキ



いちご大福作り体験に真剣に取り組む子どもたち

農業委員会の活動報告

農業委員会では、農地法に基づく許可申請等や農業委員会の業務に関係する事項について、毎月の総会で審議しています。

◎平成27年度 農地法等に基づく審議の状況 ()内は26年度

審議等の区分	件数
農地法第3条許可(農地の売買・贈与・賃借の許可)	9(6)
農地法第4条許可(所有者自らが行う農地転用の許可)	2(2)
農地法第5条許可(所有権等の移転を伴う農地転用の許可)	21(6)
農用地利用集積計画の決定(利用権の設定等)	5(2)
農地の一時利用届の承認 (公共事業等で農地を一時的に利用する際の届に関する審議)	4(2)
農地転用届の承認 (農地の中に小規模な農業用施設を設置するため農地を転用する際の届に関する審議)	5(1)
農地改良届の承認 (小規模な農地のかさ上げ等を行う際の届に関する審議)	2(1)

◎各種研修会へ参加

- 平成27年9月3日(木) 男女共同参画シンポジウム
- 平成27年11月18日(水) 北九州支部研修会
- 平成28年1月21日(木) 県農業委員研修会
- 平成28年2月10日(水) 遠賀・中間地区会研修会

50回目を迎える農業巡りツアーで交流

町内小中学校PTAと食育担当教諭を対象に、4月26日に実施しました。ピワヤトマト、イチゴのほか、カントリーエレベーター、上畑の杜を見学しました。農業委員と同じテーブルを囲んだ昼食では、町内産の米や野菜を使った食事を提供したところ、完食するほど大盛況で嬉しい誤算の一つでした。これからも、消費者に農業や農業委員を理解していただけるように頑張ります。

編集後記

刀根 基光

私自身、農業委員会の活動を通じて、はじめて岡垣町の農業、農業者の実態が分かった気がしています。

今後、任期満了までに、農地法に基づく許可申請、承認・農業委員会の新体制への移行の準備・TPPの動向に関する情報提供・消費者との交流活動と地産地消の推進・農地パトロールと遊休農地解消活動など、農業委員に課せられた業務に積極的に取り組みたいと思います。

発行責任者

会長 田原 一男

編集委員会

委員長 俵口 和義
副委員長 神屋 種義
委員 麻生 孝子
委員 刀根 基光
委員 広渡 輝男
委員 深田 明俊

農業委員会からのお知らせ

農地の売買・賃借・転用の申請手続きは農業委員会へ

申請締切日は毎月20日です

0930-2002-1211